

平成29年9月

伊那市議会定例会議案書

(追加分)

(関係資料)

平成29年9月26日

平成29年9月伊那市議会定例会議案（追加分）目次

議案第27号 損害賠償の額を定め和解を行うことについて……………	3
議案第27号関係資料 事故の概要……………	4

損害賠償の額を定め和解を行うことについて

平成 29 年 7 月 15 日に発生した横断溝の蓋（グレーチング）の跳ね上がり事故に伴う損害賠償の額を定め、和解を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 損害賠償の額を定めること。
 - (1) 相手方 市外在住 女性
 - (2) 損害賠償額 1,620,000 円

- 2 和解を行うこと。

上記の金額で相手方と和解を行う。

平成 29 年 9 月 26 日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

横断溝の蓋（グレーチング）の跳ね上がり事故による損害を賠償するため、提案するものであります。

議案第27号関係資料

事 故 の 概 要

- 1 事故の日時 平成29年7月15日午後1時頃
- 2 事故発生場所 伊那市高遠町藤沢
- 3 事故の概要 林道千代田湖枯木線を相手方が通行中、林道の横断溝の蓋（グレーチング）が跳ね上がり、車体下部に巻き込み、フレーム、マフラー等を破損した。自走できず、レッカー車により修理工場まで移動したが、車は修理不能である。
- 4 相手方 市外在住 女性
- 5 損害賠償額 1,620,000円
 - うち 車両損害額 1,100,000円
 - 諸費用 120,000円
 - レッカー代 130,000円
 - レンタカー代 270,000円